

# 三重県災害福祉支援ネットワーク 活動方針

令和2年3月

災害時における福祉支援ネットワーク協議会

# 目 次

1	目的	2
2	支援活動に向けた組織体制	2
	（1）平常時の体制	2
	（2）災害発生時の体制	2
3	支援活動の基本的な考え方	3
4	三重県災害福祉支援ネットワーク事務局の設置と活動	3
	（1）設置	3
	（2）平常時の活動	3
	（3）三重県外で災害救助法が適用される程度の災害が発生した時の活動	3
5	三重県災害福祉支援ネットワーク本部の設置と活動	4
	（1）設置	4
	（2）災害発生時の活動	4
6	三重県 DWAT の活動	5
	（1）平常時の活動	5
	（2）災害発生時の活動	5
7	三重県 DWAT の構成	5
8	三重県 DWAT の派遣基準	6
9	三重県 DWAT の派遣の決定	6
10	費用負担	6
	（1）三重県 DWAT の費用負担	6
	（2）ネットワーク本部及び事務局の費用負担	7
11	三重県 DWAT の派遣終了	7

## 1 目的

一定期間避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合に、一般避難所、福祉避難所等（以下「避難所等」という。）に避難する高齢者や障がい者、子ども等といった地域における災害時要配慮者（以下「災害時要配慮者」という。）が、平常時に行われていた支援が得られなくなった場合、生活機能の低下や体調の悪化、最悪の場合は災害関連死に繋がる恐れがある。

そのため、厚生労働省は、各都道府県が、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」（以下「チーム」という。）を組成するとともに、一般避難所へチームを派遣することができるよう、都道府県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体などの官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」を構築することを目的に、平成30年度に「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成したところである。

この「三重県災害福祉支援ネットワーク活動方針」は、ガイドラインをさらに発展させ、避難所等の災害時要配慮者の福祉的課題にいち早く介入することで、二次的な被害（災害関連死、状態の重篤化）の発生を減らし、一日でも早く安定的な日常生活に移行できるよう、三重県、三重県社会福祉協議会、関係福祉団体等が、連携して支援を行うことを方針として具体的にまとめたものである。

## 2 支援活動に向けた組織体制

### （1）平常時の体制

平常時に設置する三重県災害福祉支援ネットワーク事務局（以下「ネットワーク事務局」という。）では、効果的な災害福祉支援活動（以下「支援活動」という。）に向けた推進体制、仕組みづくり等を行う。

また、避難所等における災害時要配慮者のニーズ把握、直接支援を行うために「三重県災害派遣福祉チーム（三重県 Disaster Welfare Assistance Team）」（以下「三重県 DWAT」という。）を設置する。

### （2）災害発生時の体制

#### ①三重県内で一定期間避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合

三重県内で一定期間避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合には、三重県、三重県社会福祉協議会、関係福祉団体等の協働により、三重県災害福祉支援ネットワーク本部（以下「ネットワーク本部」という。）を設置し、災害時要配慮者に必要な支援を行う。ネットワーク本部では、初動、支援受け入れ・派遣調整、支援活動調整等を行う。

また、ネットワーク本部は、本部長、副本部長、係員を配置し、それぞれ三重県子ども・福祉部長、三重県社会福祉協議会事務局長、三重県・三重県社会福祉協議会・関係福祉団体等の職員で構成する。

②三重県外で災害救助法が適用される程度の災害が発生し、当該都道府県災害対策本部や国緊急災害対策本部から三重県に派遣要請があった場合

三重県はネットワーク事務局と協議し、三重県 DWAT 派遣調整、支援活動調整等を行う。

### 3 支援活動の基本的な考え方

#### (1) 被災者・被災地の福祉の自立を促進

行っている活動が自立を妨げていないか注意する。また、チームの活動は有期限であることから、適切な時期に適切な方法で地元関係者に移行していくことを意識する。

#### (2) 被災地の意向に寄り添う

自分がやりたいことではなく「必要とされている活動」を行う。また、専門性にこだわらず「できる範囲のこと」を「柔軟」に対応する。

#### (3) 自己完結的活動を基本とする

被災者のために活動をしている被災地の関係者も被災者である。現地の受け入れ側に負担をかけない支援を心がける。

#### (4) あらゆる職種との連携を図る

個人やチームでできることは極めて限られる。「連携」と「つなぎ」を意識し、課題の早期解決とより良好な対応策を講じる。特に保健・医療関係者との連携を密にする。

### 4 三重県災害福祉支援ネットワーク事務局の設置と活動

#### (1) 設置

ネットワーク事務局は、三重県社会福祉協議会に置く。

#### (2) 平常時の活動

①効果的な災害福祉支援活動（以下「支援活動」という。）に向けた推進体制、仕組みづくり。

②福祉専門職（福祉職場の医療専門職を含む。）が行う支援活動に協力する意思のある社会福祉施設・事業所等（以下「協力施設等」という。）の登録、三重県 DWAT 登録者名簿の管理。

③協力施設等に属する福祉専門職に対する研修、訓練。

④福祉専門職派遣に係る活動環境整備に関すること。

⑤他都道府県災害福祉支援ネットワーク等、関係機関・団体との連携に関すること。

⑥支援活動に関する周知、啓発に関すること。

#### (3) 三重県外で災害救助法が適用される程度の災害が発生した時の活動

被災都道府県災害対策本部や国緊急災害対策本部から三重県に派遣要請があった場合には、三重県はネットワーク事務局と協議し、ネットワーク参画団体と情報共有、連携をしながら、以下の支援調整を行う。

- ①被害情報の収集、整理。
- ②三重県・派遣先災害対策本部等関係機関との連絡調整。
- ③福祉専門職の派遣要請に基づく三重県 DWAT 派遣の決定および災害に応じた当面の活動計画（派遣先、派遣回数、主な活動）の決定。
- ④三重県 DWAT 派遣の調整、手続き。
- ⑤三重県 DWAT 派遣に係る費用負担の調整。
- ⑥三重県 DWAT 活動の終了の決定、調整。
- ⑦その他、三重県 DWAT 派遣に関して必要な事項。

## 5 三重県災害福祉支援ネットワーク本部の設置と活動

### (1) 設置

三重県内で一定期間避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合に、三重県は、三重県社会福祉協議会、関係福祉団体等の協働によるネットワーク本部を設置する。三重県は、次の施設の中から記載順で被害状況を確認し、三重県社会福祉協議会と協議のうえ、本部の設置場所を決定する。

なお、三重県広域受援計画「高齢者や障がい者等を支援する職員(介護職員等)の受入れに関する計画」に基づく調整本部が設置された場合は、調整本部に併設する。

(設置場所順)

- ①三重県社会福社会館
- ②三重県庁
- ③上記以外の三重県関係施設

### (2) 災害発生時の活動

- ①被害情報の収集、整理。
- ②三重県・市町災害対策本部等関係機関との連絡調整。
- ③福祉専門職の派遣要請に基づく三重県 DWAT 派遣の決定。
- ④発生した被害規模によって、他都道府県 DWAT 等への支援要請を検討し、支援を要する時は三重県から該当都道府県に対して派遣要請を行う。
- ⑤三重県 DWAT の災害に応じた当面の活動計画（派遣先、派遣回数、主な活動）の決定。
- ⑥三重県 DWAT の派遣の調整、手続き。
- ⑦三重県 DWAT の派遣に係る費用負担の調整。
- ⑧三重県 DWAT の活動の終了の決定、調整。
- ⑨その他、三重県 DWAT 派遣に関して必要な事項。
- ⑩他都道府県 DWAT 等の支援を受け入れる際は、受け入れに関する手続き、支援に関する調整、その他必要な事項。

## 6 三重県 DWAT の活動

### (1) 平常時の活動

- ①登録した福祉専門職においては、研修、訓練への参加。
- ②支援活動の周知、啓発への協力。

### (2) 災害発生時の活動

#### ①先遣隊

災害発生後の避難所等における福祉的支援ニーズ等に対し、福祉専門職として初期的な協力支援を行う。また、その後に活動する DWAT の活動環境の整備も行う。

#### ②三重県 DWAT (本隊)

災害発生後、避難所等において中・長期的に発生する福祉的支援ニーズ等に対し、福祉専門職として協力支援を行う。その他、被災地における福祉的支援ニーズ等に基づく活動を行う。 ※具体的な活動、登録方法は別途マニュアル等で定める。

活動区分	活動内容	活動期間	備考
先遣隊	○福祉的ニーズの把握 ○福祉的トリアージ(※)の実施 ○福祉的ケアの実施 ○福祉的相談への対応 ○避難所内の環境整備 ○今後の DWAT の活動環境の整備 ○その他必要な業務	5日間程度 /回	実務経験が豊富な方、災害支援の経験のある方等を調整。ネットワーク本部の者も同行する。
三重県 DWAT (本隊)	○上記の継続 ○避難所等での個別ケア、相談など福祉的ニーズへの対応 ○その他必要な業務		

※福祉的トリアージ…災害時要配慮者等の状態を見極め、必要に応じてサービスにつなぐ、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断する業務

## 7 三重県 DWAT の構成

相談支援、介護職を含む複数職種、ロジスティクス(※)担当者を含む5名程度のチームを編成する。状況に合わせてネットワーク本部またはネットワーク事務局がチーム編成の調整を行う。また、多様な配慮を必要とする方がみえるため、性別のバランスにも配慮する。

初期においては多様性に配慮したチーム編成を行う必要があるが、ある程度活動内容が絞られてきた段階では、職種を絞った編成に移行することもある。

チーム支援活動に協力可能な福祉専門職には、事前登録を行っていただくよう依頼する。

※ロジスティクス・・・前方業務に対して、後方業務または後方支援と呼ばれる業務領域を指す。三重県 DWAT においては、三重県 DWAT の支援活動に関わる通信、移動手段、生活手段の確保および活動に必要な連絡、調整、情報収集等の業務を指す。

## 8 三重県 DWAT の派遣基準

支援活動を行う場合の派遣基準は、次のとおりとする。

- (1) 三重県内で一定期間避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した際に、被災地市町村災害対策本部が福祉的支援ニーズ等に対し広域的支援が必要であると判断し、県災害対策本部を通じて派遣要請がされた場合。
- (2) 三重県外で災害救助法が適用される程度の災害が発生し、当該都道府県災害対策本部等から三重県を通じて派遣要請があった場合。
- (3) 三重県 DWAT の派遣先は、一般避難所を基本とする。その他の避難所については、人的資源に限られるため、多職種の福祉専門職によるチーム支援が必要な避難所であるかを考慮した上で派遣を検討する。

## 9 三重県 DWAT の派遣の決定

三重県内災害時にはネットワーク本部が、三重県外災害時には三重県がネットワーク事務局と協議し、派遣要請に基づき、被害状況及び安全性の確保等を総合的に勘案し、支援活動を行う必要があると判断した場合、派遣調整を行う。

## 10 費用負担

### (1) 三重県 DWAT の費用負担

三重県 DWAT の派遣に関する費用負担については、基本的に災害救助法に基づき国が支援対象とする災害を対象にする。

ただし、支援対象とする旨の国の通知がない場合の派遣等に要する費用については、三重県、三重県社会福祉協議会、関係福祉団体等により協議する。

#### ①人件費

避難所等への介護職員等の派遣に要する人件費等は、災害救助法による災害救助費の支弁対象となる範囲で、「災害救助費」から支弁。

#### ②旅費等

避難所等への介護職員等の派遣に要する旅費および宿泊費については、被災都道府県と内閣府が協議の上、災害救助法に基づく「災害救助費」から支弁。

### (2) ネットワーク本部及び事務局の費用負担

ネットワーク本部及び事務局の設置・運営・活動に関する費用負担については、三重

県、三重県社会福祉協議会、関係福祉団体等により協議する。

#### 1.1 三重県 DWAT の派遣終了

被災地域の復興状況、地域資源の回復状況を把握し、地元と協議を行いながら、総合的な判断を、三重県内災害時にはネットワーク本部が、三重県外災害時には三重県がネットワーク事務局と協議し、派遣終了時期を決定する。支援終了にあたっては、必要なものは現地への引継ぎ等を行い、支援の継続性に配慮する。

また、ネットワーク本部を設置した場合、すべての支援活動が終了すれば、三重県がネットワーク本部を解散する。

令和2年3月策定